壮瞥町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

概要版

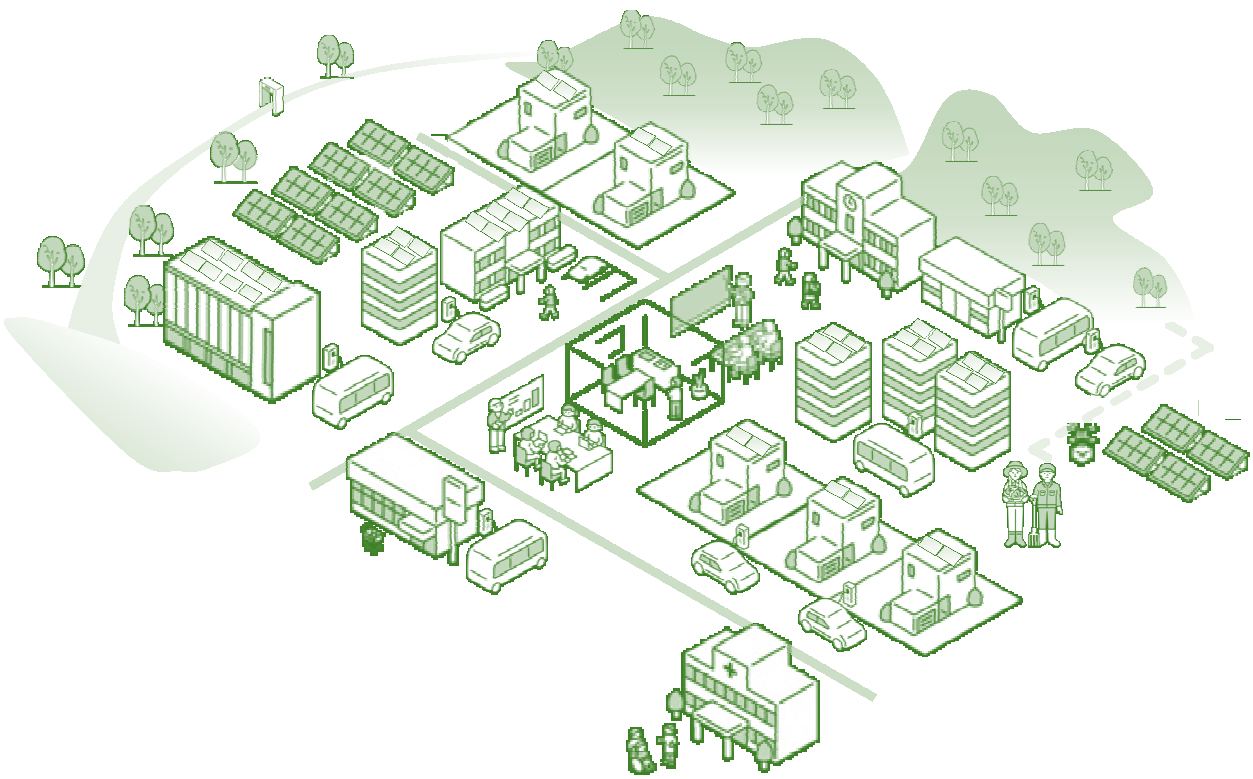

壮瞥町

令和7（2025）年1月

この計画書はサマージャンボ宝くじの収益金を活用して作成しています。

１−１　目的と位置付け

（１）背景と目的

脱炭素化が世界の潮流となる中、国の温室効果ガス削減目標等が強化され、地球温暖化を取り巻く状況が大きく変わってきました。北海道も、2050年までに「ゼロカーボン北海道」の実現を目標とした取組を進めているところです。

壮瞥町においても、2023（令和５）年２月27日に「ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明し、これまで以上に脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る必要があることから、「壮瞥町温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。

出典：環境省・気候変動適応情報プラットフォームを参考に作成

図　気候変動対策における緩和策と適応策の関係

なお、地球温暖化を含む気候変動の影響を抑えるために、「緩和策」と「適応策」の２つの考え方を踏まえて、持続可能な脱炭素社会の実現を目指していきます。

（２）位置付け

壮瞥町地球温暖化対策実行計画は、「事務事業編」と「区域施策編」から構成されます。本計画は「区域施策編」であり、区域全体の削減計画となります。

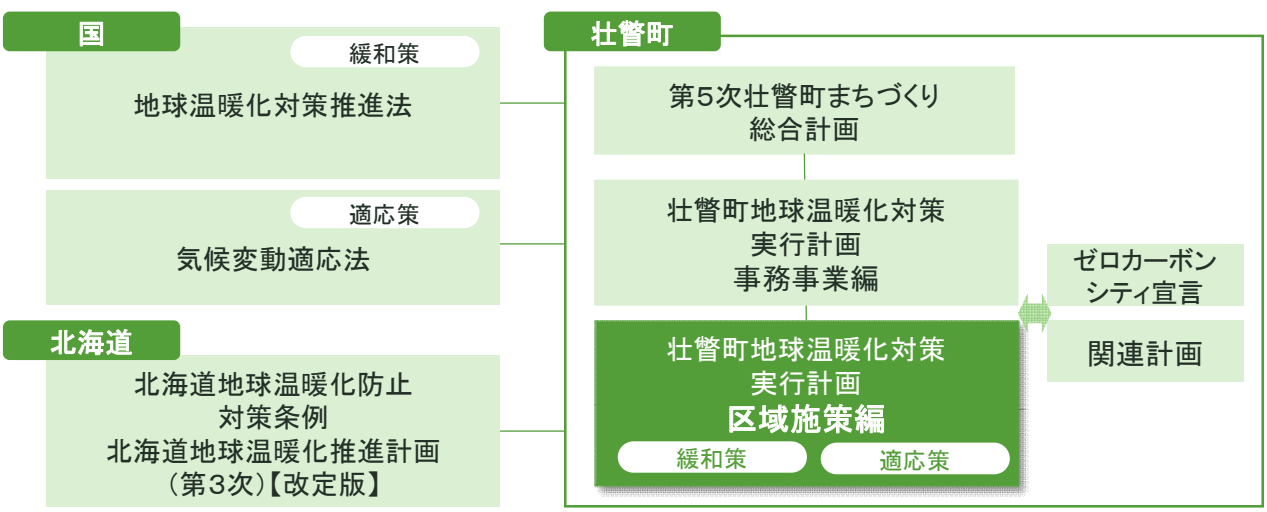

図　本計画の位置付け

１−２　計画の対象

各対象	内容
対象とする地域	● 壮瞥町全域
対象とする温室効果ガス	● 二酸化炭素（CO_2）
計画の対象期間	● 基準年度：2013（平成25）年度 ● 目標年度：2030（令和12）年度 ● 長期目標年度：2050（令和32）年度

２－１　地球温暖化問題の概要

（１）地球温暖化とは

温室効果ガスは地表から放射された赤外線を吸収し、その一部を再び地表に放射することによって、地球の温度を生命維持に適した状態に保っています。しかし、18世紀後半に起こった産業革命（工業化）以降、石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになり、二酸化炭素の排出量が急速に増加してしまいました。

このため、温室効果による影響がこれまでよりも大きくなって、地表面の温度が上昇してきており、地球の平均気温が上昇しています。この現象が「地球温暖化」であり、地球温暖化による海面の上昇や自然災害の頻発など、長期的に生じる様々な気候状態の変化を「気候変動」と呼びます。

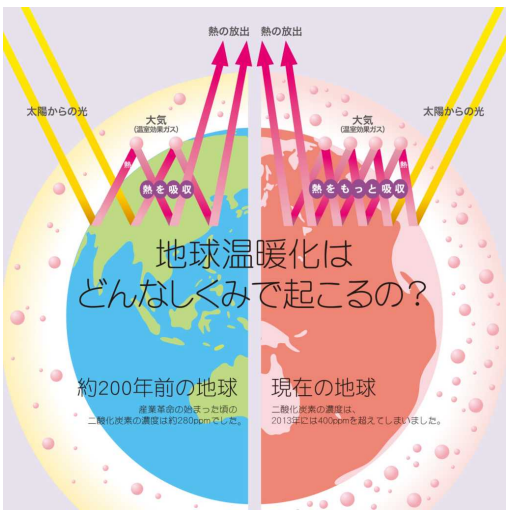

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

図　温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

（２）地球温暖化による影響

1）世界規模で広がる影響と将来予測

気温上昇、海水温が上昇している〔現状・予測〕

世界の年平均気温は19世紀後半以降100年あたり0.72℃の割合で上昇しています。

21世紀末における世界の年平均気温は、20世紀末（1986～2005年）と比較して、RCP2.6シナリオで0.3～1.7℃、RCP8.5シナリオで2.6～4.8℃の上昇が予測されています。

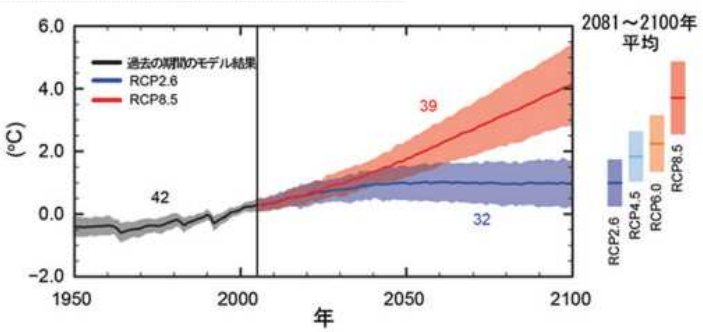

図　世界の年平均気温の将来変化

2）国内における現在の影響と将来予測

日本では世界より速いペースで気温が上昇している〔現状・予測〕

日本の年平均気温は、世界の年平均気温と同様、変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.19℃の割合で上昇しています。顕著な高温を記録した年は、概ね1990年代以降に集中しています。

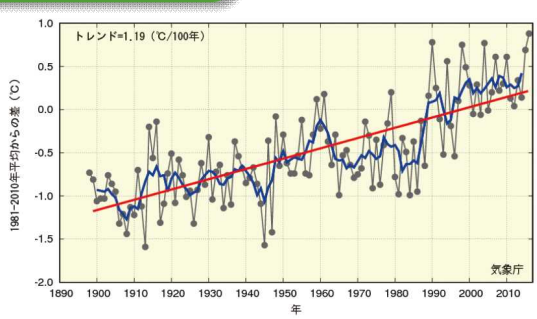

図　日本の年平均気温の将来変化

出典：上記1）2）ともに、気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018～日本の気候変動とその影響～（環境省　文部科学省　農林水産省　国土交通省　気象庁）を参考に作成

3）北海道及び胆振地方における現在の影響と将来予測

産業への影響〔予測〕

北海道が高い産出額シェアを誇る多くの産物に、負の影響が予測されます。

図　壮瞥町産の農産物

画像出典：壮瞥町の観光情報サイト

自然環境への影響〔予測〕

北海道固有の生態系への影響、希少な環境の消失などが予測されます。

図　昭和新山　　図　上：洞爺湖、下：壮瞥川

画像出典：壮瞥町の観光情報サイト

自然災害への影響〔予測〕

道内中小河川への、極端降水による洪水の深刻化が予測されています。

図　台風第10号による大雨石狩川水系空知川（画像は南富良野町）

画像出典：平成28年8月北海道豪雨災害被災とその影響、そしてこれから（国土交通省 北海道開発局）

生活・健康への影響〔予測〕

暑い地域に比べると限定的ですが、暑熱による健康への悪影響が懸念されます。

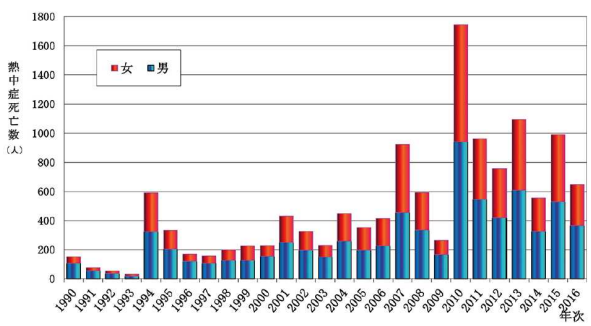

図　年次別男女別熱中症死亡数（1990～2016年）

画像出典：気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018～日本の気候変動とその影響～（環境省　文部科学省　農林水産省　国土交通省　気象庁）

内容出典：北海道気候変動適応計画及び北海道気候変動適応センターについて（北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課、北海道気候変動適応センター（令和4年1月21日 気候変動適応 北海道 自治体職員向け研修会））を参考に作成

2－2　地球温暖化対策などに関する国内外の動向

世界の動向	● パリ協定（COP21）（2015（平成27）年12月） ● グラスゴー気候合意（COP26）（2021（令和3）年11月）
国の動向	● 2050年カーボンニュートラル宣言（2020（令和2）年10月） ● 地球温暖化対策計画改定（2021（令和3）年4月）
北海道の動向	● 「2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明（2020（令和2）年3月） ● 「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」を策定（2022（令和4）年3月）
壮瞥町の取組	● 「壮瞥町温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定（2019（令和元）年11月） ● ゼロカーボンシティ宣言の表明（2023（令和5）年2月27日）

３−１　自然的・社会的・経済的条件

（１）自然的条件　～自然環境など

本町の総面積のうち約６割を森林が占めています。町全域が「洞爺湖有珠山ジオパーク」のエリアに含まれ、洞爺湖周辺とオロフレ山周辺は支笏洞爺国立公園に含まれます。

オロフレ山、有珠山や昭和新山といった火山のほど近くに位置しており、豊かな温泉資源を有しています。

気候は北海道では珍しい温暖な地に属し、他の道内地域と比べて冬期の積雪が少ないことが特徴です。

図　壮瞥町の自然環境

画像出典：壮瞥町の移住情報サイト、壮瞥町の観光情報サイト

（２）社会的条件　～人口動向など

本町の人口は減少傾向にありますが、2040（令和22）年に2,200人規模を確保するため、さまざまな施策が展開されています。

図　3区分別人口と老年化率の将来展望

出典：まち・ひと・しごと創生第2期壮瞥町総合戦略（令和3年3月改訂）

（３）経済的条件　～産業構造など

産業構造のうち、「観光業」と「農業」が特筆できます。

本町の特徴的な資源を多く有する産業であることに加え、交流人口を増やし、地域に外貨を呼び込める分野であることからも、これら２分野は、壮瞥町総合戦略における重点産業と考えられています。

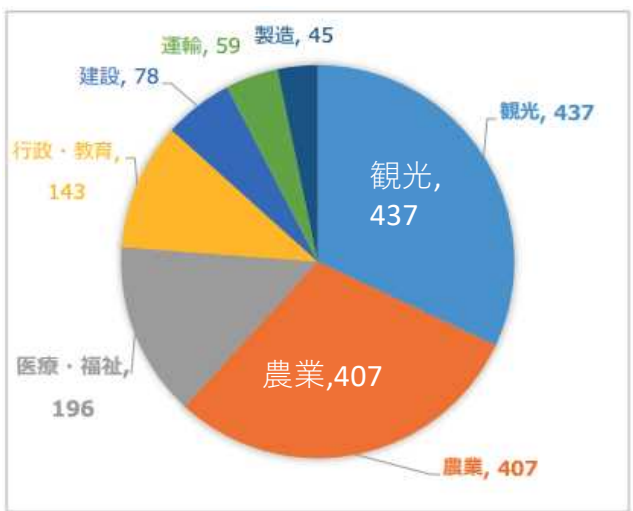

図　産業構造の割合

出典：まち・ひと・しごと創生第2期壮瞥町総合戦略（令和3年3月改訂）

３−２　地域資源等を活用した再生可能エネルギー等の導入状況

（１）温泉熱の農業活用

約40年前から温泉熱を利用したトマトづくり（オロフレ地熱利用野菜組合等）を実施しています。

オロフレトマト

出典：壮瞥町ホームページ

（２）温泉熱の療養施設等への活用

温泉の自然な熱を利用して、健康増進のための環境を整えています。

ゆーあいの家

出典：壮瞥町ホームページ

（３）河川を活用した水力発電

1920（大正９）年９月から、壮瞥発電所（ほくでんエコエナジー株式会社）による水力発電が実施されています。

出典：ほくでんエコエナジー株式会社ホームページ

（４）電気自動車充電スタンドの設置

壮瞥町を訪れる観光客や地元住民が利用できる電気自動車用の充電スタンドを設置しています。

出典：壮瞥町ホームページ

（５）コミュニティタクシーの導入

高齢者や交通弱者の移動支援、観光振興、環境負荷低減の観点から、コミュニティタクシーを導入しています。

ハイヤー型

出典：壮瞥町ホームページ

（６）壮瞥町農業ICT活用推進協議会の設立

ICTを活用した新たな営農技術体系への転換を目指した検討を進めています。

ハウス営農の様子

出典：壮瞥町ホームページ

（７）脱炭素に関わる情報共有・連携

胆振管内の様々な主体により結成されたTEAM「ゼロカーボンいぶり」に、本町も参画し、情報発信・共有、連携、協働の取組を展開しています。

３−３　本町の二酸化炭素排出量、再生可能エネルギー導入ポテンシャル

二酸化炭素の総排出量は、2030（令和12）年度のBAUケース※１において、2013（平成25）年度比で27.7%減少するものと推計します。

※1　BAU（Business as Usual：現状趨勢）ケース：今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の二酸化炭素排出量のこと。

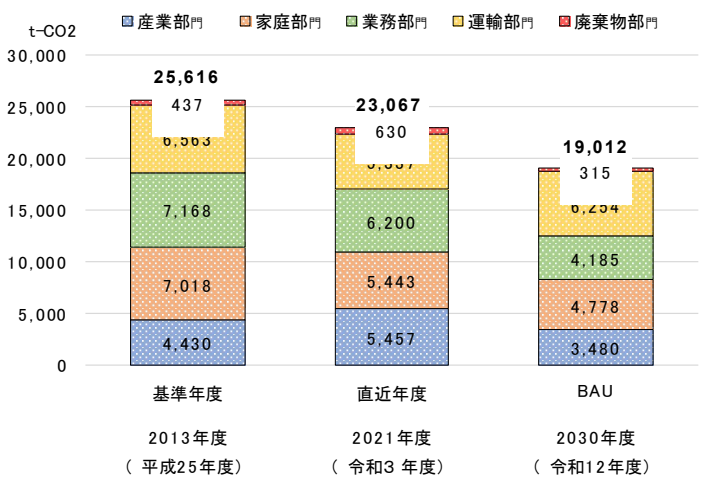

図　部門別二酸化炭素排出量の将来推計

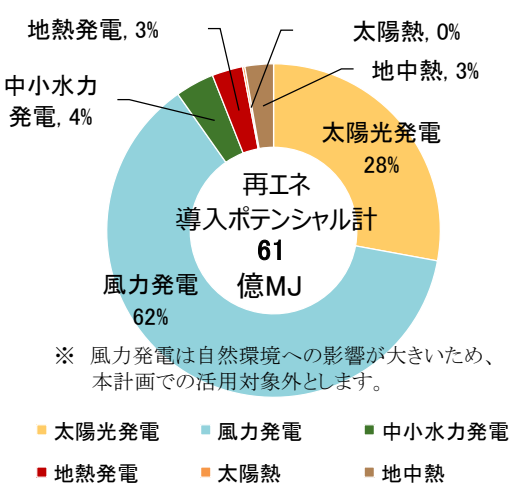

図　本町の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

課題を踏まえた地球温暖化対策の方向性

先の課題から本町の地球温暖化対策を進めるうえでの方向性を整理すると、以下の６点となります。この方向性をもとに、2050年の将来像や実現するための施策を定めます。

５－１　二酸化炭素排出量の削減目標

本町における二酸化炭素排出量の削減目標を2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で**46%の削減**、2050（令和32）年度までに**実質ゼロ**とすることを目指します。

2030年度目標 （中期目標）	2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で、二酸化炭素排出量を **46%** の削減 二酸化炭素を **11,783t-CO_2** 削減
2050年度目標 （長期目標）	2050（令和32）年度時点で、二酸化炭素排出量 **実質ゼロ** 達成

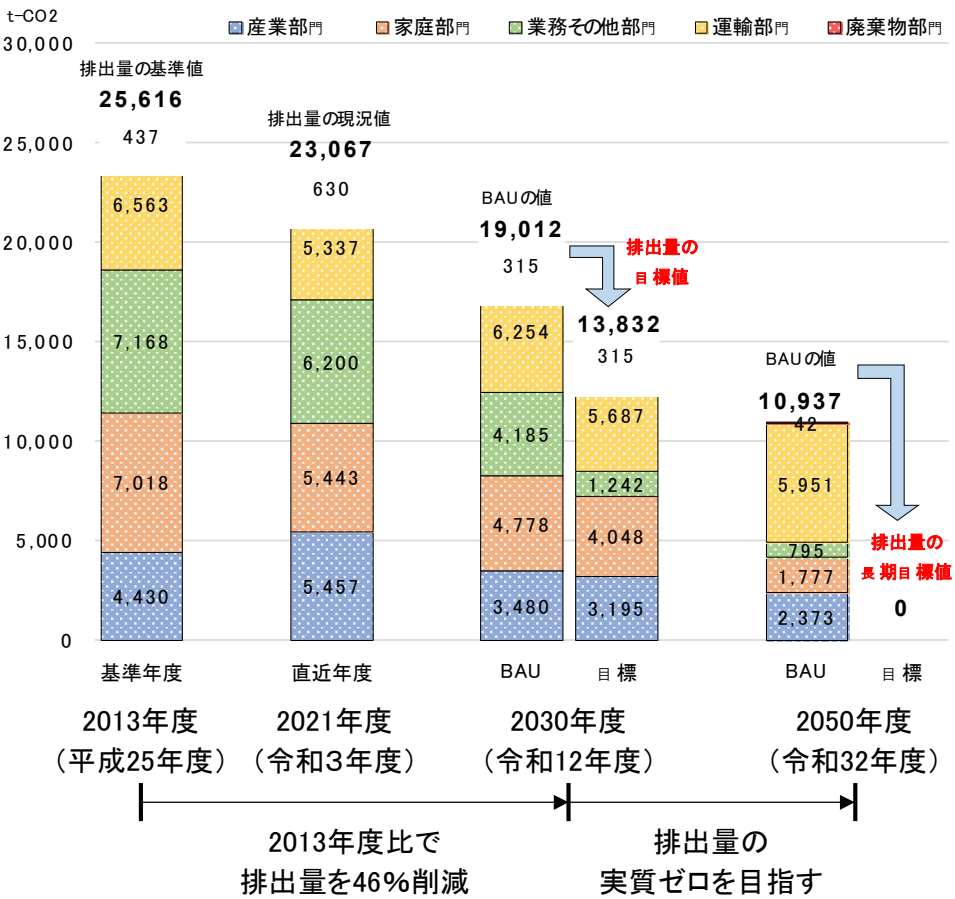

図　二酸化炭素排出量の削減目標

省エネルギーの取組による削減	2030（令和12）年度までに、1,260.2t-CO_2 削減
再生可能エネルギーの導入による削減	2030（令和12）年度までに、3,265t-CO_2 削減

図　省エネルギー・再生可能エネルギー導入等による削減目標量

５－２　本計画で目指す将来像（将来ビジョン）

脱炭素社会実現に向けた中期目標である2030年までに二酸化炭素排出量46％の削減、長期目標の2050年までに実質ゼロを達成するには、地域資源の活用、技術革新への対応を図りながら**町民、事業者、町**それぞれが取組を進めていくほかに、各主体が一体となり**協働**で取組を進めていくことが必要です。

また、地球温暖化対策の推進には、気候変動の**「緩和策※1」**と合わせて、気候変動の影響に対する**「適応策※2」**を講じていくことも必要となります。

地球温暖化防止に資する脱炭素社会を目指すことはもちろんですが、本町の地域経済の活性化や雇用創出、公共交通の確保など、様々な**地域課題の解決**につなげていくことが重要です。そして、人口減少下においても、町民一人ひとりの暮らしが**快適で利便性**が高く、活き活きと**豊かなライフスタイル**になっていることが望まれます。

こうした点を踏まえて、本町における2050年の目指す将来像（将来ビジョン）を、以下のとおり設定します。

※1　緩和策：温室効果ガスの排出の抑制や、森林等の吸収作用を保全及び強化することで、地球温暖化の防止を図るための施策。
※2　適応策：地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に対処する施策。

2050年時点で脱炭素社会を実現した本町の将来像（将来ビジョン）

笑顔あふれる元気なゼロカーボンシティ そうべつ
～気候変動の「緩和」と「適応」を踏まえた協働によるゼロカーボンの達成～

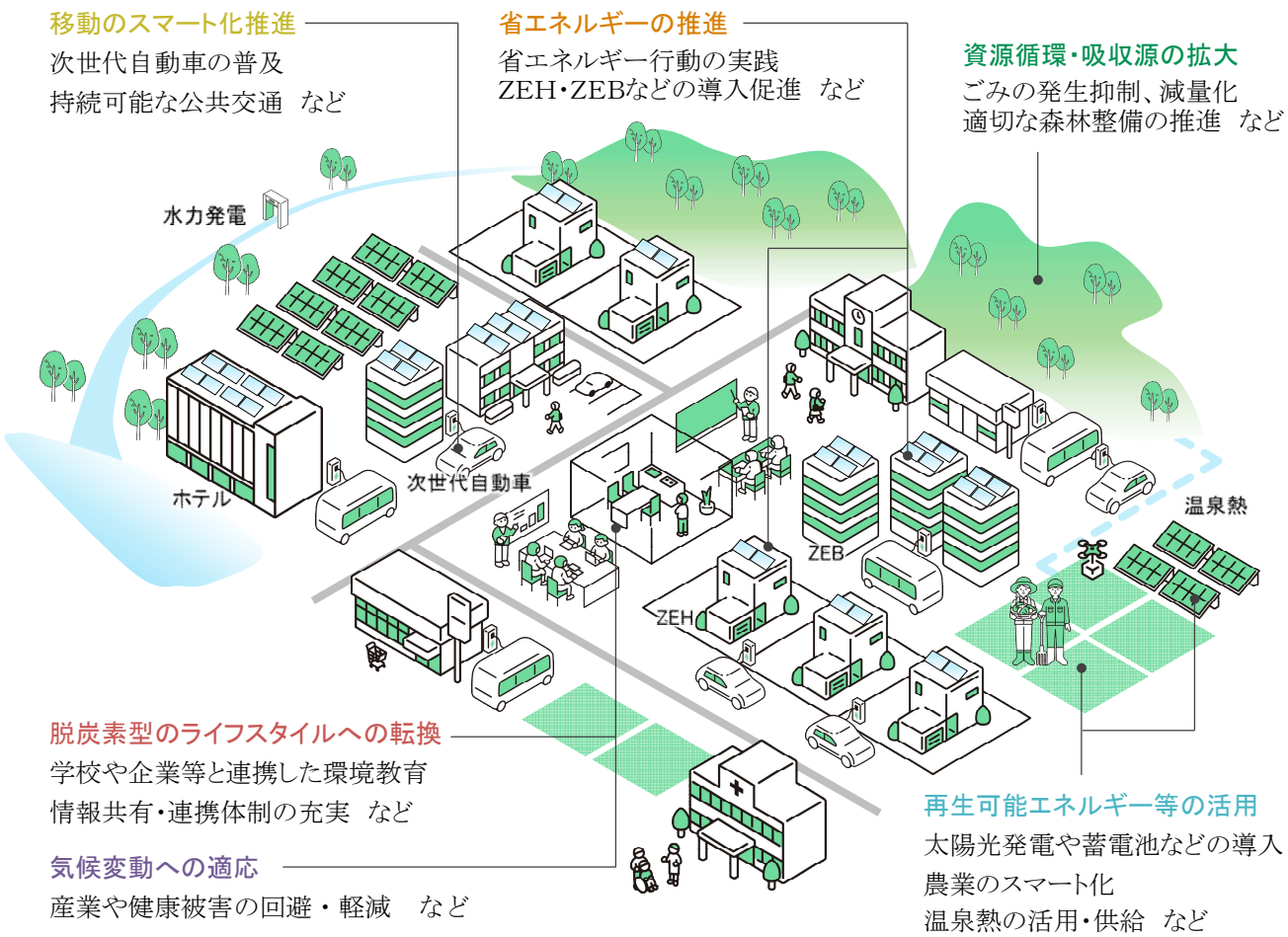

第６章　目標達成に向けた施策の展開

６－１　施策の体系

本町では、６つの基本方針に沿った地球温暖化に対する取組として、「緩和策」と「適応策」の２つの方向性で取組を進めていきます。

「緩和策」では、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を行っていきます。

「適応策」では、気温上昇など既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対して、町民の安全や健康的な暮らし、安定的な事業活動の環境などを確保することを目的として取組を実施します。

表　施策の体系

将来ビジョン		基本方針	施策の柱	主な取組
～気候変動の「緩和」と「適応」を踏まえた協働によるゼロカーボンの達成～ 笑顔あふれる元気なゼロカーボンシティ そうべつ	緩和策	1. 省エネルギーの推進	省エネルギー行動の推進	省エネルギーモード使用 エコドライブの推進　など
			省エネルギー性能の高い設備・機器の導入推進	エネルギーの見える化等の活用 省エネルギー性能の高い設備・製品の導入　など
			建築物の省エネルギー化の推進	建物の高断熱化、断熱性能の向上 ZEH・ZEBなどの導入促進　など
		2. 再生可能エネルギー等の活用	再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電や蓄電池などの導入 公共施設への再生可能エネルギーの導入　など
			エネルギーの有効利用と効率的な供給	農業など産業振興における温泉熱の活用・供給 温泉熱の有効利用の検討　など
		3. 移動のスマート化推進	次世代自動車の普及促進	買い替え時に電気自動車の導入　など
			公共交通の充実と円滑化	公共交通の積極的な利用 利便性の高い公共交通網の形成　など
		4. 資源循環・吸収源の拡大	ごみの発生抑制・減量化	マイバックの持参、マイボトルの使用 使い捨てプラスチック製品等の使用削減など
			廃棄物の適正処理	ごみの適正な分別　など
			二酸化炭素吸収源の確保・森林等の活用	緑化活動や花・緑の保全活動 適切な森林整備の推進　など
		5. 脱炭素型のライフスタイルへの転換	環境教育・人材育成の推進	学校での環境教育の推進 TEAM「ゼロカーボンいぶり」と連携　など
			情報共有・連携体制の充実	地球温暖化対策に関する情報の発信 TEAM「ゼロカーボンいぶり」等への積極的な参画　など
	適応策	6. 気候変動への適応	気候変動の影響等を踏まえた分野別の適応策の推進	7分野における適応策の推進

６－２　地域脱炭素化促進事業

（１）促進区域

地域脱炭素化促進事業の促進区域は、地域脱炭素化促進事業を推進するため、国が定める環境保全に係る基準に従い、都道府県基準に基づいて市町村が設定する区域です。

促進区域の主な抽出方法としては、４種類が想定されています。

表　促進区域の設定例

類型	具体的な内容
①広域的ゾーニング型	● 環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、促進区域を抽出します。
②地区・街区指定型	● スマートコミュニティの形成やPPA※1普及啓発を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。
③公有地・公共施設活用型	● 公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定します。
④事業提案型	● 事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定します。

出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第4版）（環境省）

※1　PPA：Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略称。オンサイトPPAモデルとして、敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み等がある。

（２）促進区域の設定に関する本町の考え方

脱炭素社会の実現を図るうえで、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用しながら導入していくことが必要となりますが、一方で、その取組にあたっては、環境保全等への配慮が求められます。

このため、促進区域の設定に関しては、本町の豊かな自然環境や地域資源に配慮しつつ、気候や地形等といった条件を考慮して、国や北海道の基準に照らし合わせながら継続検討することとします。

これと並行し、町として、国の交付金等も有効に活用しながら、公共施設への太陽光発電設備等の整備のほか、町民や事業者に対する再生可能エネルギー設備の導入支援により、町域における再生可能エネルギー導入の促進を図ることとします。

６-３　ロードマップ

取組推進に関するロードマップは、以下のとおりです。

今後は将来ビジョンの達成に向けて、社会情勢や技術革新などを考慮しながらロードマップに沿った取組を進めていきます。

表　ロードマップ

基本方針	施策の柱	ロードマップ	
		～2030（令和12）年	～2050（令和32）年
1. 省エネルギーの推進	省エネルギー行動の推進	各主体での省エネルギーの取組推進	
	省エネルギー性能の高い設備・機器の導入推進	各主体での導入促進	各主体での導入拡大
	建築物の省エネルギー化の推進	各主体での省エネ化促進支援	各主体で継続的な省エネ化推進
2. 再生可能エネルギー等の活用	再生可能エネルギーの導入促進	公共施設への導入（基礎調査や導入検討、促進区域の抽出検討等含む）	
		一般家庭・事業所への導入（基礎調査や導入検討等含む）	一般家庭・事業所への導入拡大
	エネルギーの有効利用と効率的な供給	事業所、一般家庭へ再エネ導入に関する普及促進	
		新技術等の活用検討、地域内でのエネルギー循環を促す仕組みづくり	
3. 移動のスマート化推進	次世代自動車の普及促進	各主体での導入促進	各主体での導入拡大
	公共交通の充実と円滑化	公共交通の維持・向上	持続可能な公共交通の運用検討
4. 資源循環・吸収源の拡大	ごみの発生抑制・減量化	各主体での取組推進	
	廃棄物の適正処理	各主体での取組推進	
	二酸化炭素吸収源の確保・森林等の活用	継続的な二酸化炭素吸収源の確保、森林等の適正な維持管理	
		森林資源の活用促進	森林資源の活用拡大
5. 脱炭素型のライフスタイルへの転換	環境教育・人材育成の推進	多様な主体に向けた環境教育、地球温暖化対策に関する人材育成の推進	
	情報共有・連携体制の充実	他地域との広域的な連携による取組の推進検討（燃料の転換、カーボンオフセットなど）	
6. 気候変動への適応	気候変動の影響等を踏まえた分野別の適応策の推進	各分野における適応策の推進	

第７章　計画の推進体制及び進行管理

７－１　推進体制

本町で取組を展開していくためには、町が率先的行動を示す必要がありますが、中長期的観点では、町民及び事業者も含めて一体的に推進することが重要です。

そのため町は、地域の特性や課題に応じた施策推進のために必要な情報発信や支援を進めていきます。

図　取組を進める推進体制

７－２　進行管理

脱炭素関連分野は法改正も含めて頻繁に行われ、技術革新も多く、取組方針などの状況が大きく変わる可能性もあるため、状況に応じて柔軟に見直しを図っていきます。

また、2030（令和12）年度、2050（令和32）年度の目標達成に向けて、計画と予算を一体的に捉えて推進していきます。

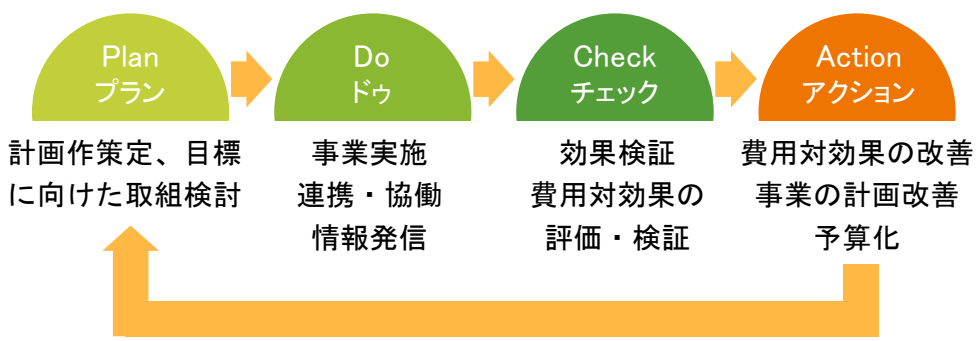

図　進行管理のイメージ

（一社）地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和５年度（補正）二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）により作成された。